

受領確認書 小教区/教区立学校での活動、行事において 未成年者と接する成人への指針

English – Japanese Translation, 5/2014 8/2007 – 1/27/2010 – 6/8/2010 改訂

私議、ロサンゼルス大司教区で、小教区教会、小教区学校、青少年奉仕、宗教教育活動、又は行事に於いて未成年者と接する成人への指針を受領し、従うことに同意します。この指針に示されているように: "年少者と働いているすべての成人、ボランティアは教会、学校当で使用している他の'ハンドブック'(例えば、カトリック校ハンドブック、教会奉仕職ハンドブック等)に従う責任/義務があります。教会職員、教員、奉仕職その他有給又はボランティアの地位で当大司教区内で働いている者は各未成年者を尊敬と細心の注意をもって取り扱うべく召された者の模範です。聖職者/職員/教職者/ボランティア等有給又はボランティアの身分にかかわらず、教会、教区立学校内あるいは外部において年少者と職業意識の自覚をもって接しなければなりません。"これらの指針は児童、青少年を安全に保護し、保護下にある年少者の模範となるロサンゼルス大司教区の誓約の一部であります。

| 参加している活動又 | は行事: | | |
|-----------|-----------|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 名前(はっきり活字 | で書いて下さい): | | |
| サイン: | | | |
| 日時: | | | |

ARCHDIOCESE OF LOS ANGELES GUIDELINES FOR INTERACTNG WITH MINORS AT PARISH OR PARISH SCHOOL ACTIVITIES OR EVENTS

English to Japanese Translation March 2009 – May 2014 Revised

ロサンジェルス大司教区 小教区又は教区立学校で未成年者と接する大人への指針 (8/2007 - 1/27/2010 - 6/8/2010 改訂)

当大司教区で聖職者、職員、教職員、奉仕職その他 有給職員、ボランテアとして働く者は各未成 年者を尊敬

と細心の注意をもって扱う為に召された模範としての役割になっています。聖職者、職員、教職員、有 給又はボラ

ンテアで仕事をしている者たちは、小教区または小教区立学校の内外いずれの場所でも未成年者と職業 上の交流

関係を保たなければなりません。下記の指針を読んだ上"承認受領書"に署名して下さい。書類は働いている小

教区又は学校のファイルに保管されます。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアたちは年少者が常に安全な環境におかれているように周到に監 視されて

いることを確認する。年少者は"限度のある個人"としてみなされなければならない。彼らは成人ではなく、

独立したものではないからである。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアたちが年少者を監督している際に、民法、小教区、小教区立学 校の規則

に反することを見た場合には直ちに適当な処置をとらなければならない。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアは奉仕職の立場から、相当な権限があることを覚えておくべき である。

こうして彼らは互いに尊敬ある奉仕職関係を保つことによって職権の乱用をさけることができる。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアは"父親、母親"の象徴としての役割を負うかのように行動することを

避けなければならない。これは当事者双方に過剰な感情的な執着心を起こさせる可能性があるから である。 年少者と成人が互いに惹きつけられるということがありえるので注意、警戒が必要である。このような関係が起こった場合、小教区、学校の管理者に直ちに報告すべきである。聖職者、職員、教師、

ボランテアと年少者の間でのデート、肉体関係は不適当であり、不道徳の行為である。聖職者、職員、教師、

ボランテアと年少者の間でのデート、肉体関係は違法である。

・ 年少者との交際(たとえば、ノート、手紙、イーメール、インターネット交換、電話での会話)は 職業上の

理由からのみに限られなければならない。

・ 性に関する話題は常に教育的内容に適したものであるべきである。性的冗談、俗語、暗示等は未成 年と

の交流では不適当である。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアは年少者に関する秘密事項、又は年少者より得た個人的な情報 を尊重し、

配慮しなければならないが、もし年少者から得た秘密情報が年少者、又は他者が危険にされされる 可能性が

ある場合には、聖職者、職員、教職員、ボランテアは正当な権威者に報告する義務がある。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアが小教区、小教区立学校の行事で青少年を監督している場合に、 飲酒影

響下にあってはならず、21歳以下の年少者の面前で飲酒すること、彼らに飲酒を勧めることは禁 じられて

いる。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアが年少者と二人きりで居るときには部屋のドアーは開けておくか、又は

窓越しに中がはっきりみえるようにしておかなければならない。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアは年少者とゲームやスポーツ活動に携わるときは他の成人を同 伴するか、

又は外から見える、開放された場所でなければならない。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアが小教区、小教区立学校の活動を個人の家でする場合には、小

教区、小

教区立学校管理者の許可を得るべきである。それに加えて聖職者、職員、教職員、ボランテアは年 少者の親、

保護者に知らせずに家に連れて行くことはできない。

・ 聖職者、職員、教職員、ボランテアは年少者に対して小教区、小教区立学校の活動でない限り、車 にのせて

はならない。それらの活動の為であっても、決して年少者と二人きりになってはならない。年少者 を車に乗

せる時には個人の車で輸送することに同意する旨が書いてある親の許可書が必要である。個人の車 を使用す

る場合も小教区の教会、小教区立学校の管理者の許可が必要である。年少者を輸送する場合は年少者との不

適当な個人的関わりの外見を防ぐ為に充分な付き添いと他の年少者が一緒に乗るべきである。

- 年少者の写真を外部に出す場合には、親や保護者の同意書が必要である。
- ・ 成人が年少者と個人的に交わる為には事前に大司教区の規則に則った指紋採取及び安全保護養成コース

を経なければならない。これらの条件を満たしていない場合にはグループ内で資格を持っている人の下で

だけ手伝うことができる。